電気通信大学国際PBL教育推進室規程

制定 平成26年1月21日規程第26号 最終改正 令和5年2月22日規程第101号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学グローバル化教育機構規程第3条第2項に基づき電気 通信大学国際PBL教育推進室(以下「推進室」という。)の組織及び運営に関し必要 な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進室は、本学学生が海外の学生と協力して課題解決に取り組み、体験的に国際性と実践力を身につけることができるPBL (Project Based Learning) 形式の授業により、専門性に立脚して国際的にリーダーシップを発揮できる技術者及び研究者を育成することを目的とする。

(職員)

- 第3条 推進室に、次の各号に掲げる職員を置く。
 - (1) 推進室長
 - (2) 兼務教員(本学の教育研究職員で推進室に兼務するものをいう。)
- 2 推進室に、特任教員を置くことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、推進室の運営に必要な職員を置くことができる。 (推進室長)
- 第4条 推進室長は、本学の職員のうちから、電気通信大学グローバル化教育機構長の推薦に基づき、学長が指名する。
- 2 推進室長は、推進室の活動を統括する。
- 3 推進室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。 (人事、予算に関する事項の取り扱い)
- 第5条 推進室に置かれる兼務教員及び特任教員の人事に関する事項については、本学におけるグローバル化教育の全学的視点に立った効果的な実施体制を整備するため、グローバル化教育推進会議で審議し大学教育センターと協議のうえ、全学教育・学生支援機構に提案するものとする。
- 2 推進室の予算に関する事項については、グローバル化教育の効率的、効果的な推進の ため、グローバル化教育推進会議で審議するものとする。

(事務)

第6条 推進室に関する事務は、学務部教務課及び学術国際部国際課が行う。

第7条 この規程に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成26年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間に、最初に任命される推進室

長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成29年1月26日規程第90号)

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第131号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月22日規程第101号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。